

東京都産グリーン水素を原料とする化粧品のパイロット製品の製造事業者を募集します

東京都は、再生可能エネルギーで生み出すグリーン水素を、脱炭素社会を実現する切り札の一つと位置付け、その普及に向け「つくる」、「運ぶ」、「使う」の3つの観点から取組を展開しています。

水素はエネルギーとしてだけでなく、様々な産業分野で幅広く利用されています。

この度、令和7年度に都が製造する東京都産グリーン水素を化学製品の原料として利用し、都民の皆様に身近な化粧品のパイロット製品の製造を都と共同で行う事業者を募集しますので、お知らせいたします。

記

1 公募事業について

(1) 事業名

東京都産グリーン水素を原料として利用した化粧品のパイロット製品製造事業

(2) 事業の目的・内容

水素は、化学分野において、油脂の硬化や脱臭等の作用を持つことから、食品、化粧品、洗剤、香料、ビタミン剤などの化学製品の原料のほか、肥料製造、メタノール製造等でも利用されています。

この度、都が大田区京浜島に整備予定のグリーン水素の製造拠点で製造する東京都産グリーン水素を原料として利用し、都民の皆様に身近な化粧品のパイロット製品の開発・製造を都と事業者が共同で行います。

製造したパイロット化粧品は、広報施設、イベント等において都民の皆様へ広く配布（3万本程度を想定）し、グリーン水素の認知度向上に加え、グリーン製品の製造・利用の機運醸成を促進していきます。

(3) 公募対象

単独の事業者又は複数の事業者で構成されたグループであって、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第12条に規定する都内での化粧品製造販売業の許可を有するものであること（グループで応募する場合は、いずれか一社以上が同法同条の許可を得ていること）。

(4) 実施期間

協定を締結した日から令和8年3月31日まで

(5) 東京都負担額

50,000千円（消費税込）を上限として負担

2 公募のスケジュール

- ・公募要領等の公表 令和7年3月31日（月曜日）
- ・質問の受付 令和7年4月1日（火曜日）から4月7日（月曜日）まで
- ・質問への回答 令和7年4月10日（木曜日）
- ・提案書の提出 令和7年4月11日（金曜日）から4月18日（金曜日）まで
- ・プレゼンテーション及び審査会 令和7年4月22日（火曜日）
- ・審査結果通知 令和7年5月上旬（予定）

※公募の詳細につきましては、以下の産業労働局ホームページをご参照ください。

https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/energy/topics/hydrogen_cosme/index.html

3 事業実施方法

- ・提出された提案書及び審査会当日のプレゼンテーションを基に、都が設置する審査委員会で厳正に審査し、事業者を選定します。（1者程度。グループで応募も可。）
- ・選定された事業者と協定を締結した上で、事業を実施します。

本件は、「2050 東京戦略」を推進する取組です。
戦略20【ゼロエミッション】 脱炭素社会を実現し、世界のネットゼロ達成に大きく貢献

【問合せ先】

産業労働局 産業・エネルギー政策部 新エネルギー推進課 水素エネルギー事業推進担当
電話 :03-5320-4731（直通）